

私立学校の設置認可スケジュール

スケジュール	備考
<p>【開設年度の前々年度】</p> <p>1 月末日まで 学校設置認可申請書 寄附行為認可申請書 提出</p> <p>3 月 私立学校審議会（諮問） （2 次審議移行の可否）</p> <p>審議会終了後 私立学校審議会からの答申 「2 次審議移行支障なし」</p>	<p>※審議会で2次審議移行可と判断された後に、 校地・校舎の取得（売買契約、建設着工）等に着手する。</p>
<p>【開設年度の前年度】</p> <p>8 月末日まで 関係書類提出書 提出</p> <p>1 0 月～1 2 月 私立学校審議会（諮問） （認可の可否）</p> <p>審議会終了後 私立学校審議会からの答申 「認可支障なし」</p> <p>3 月末まで 現地確認の後、認可</p>	<p>※提出後は、「認可申請中」であることを明示した上で 生徒募集を行うことが可能。</p> <p>※認可前に生徒募集や入学試験を行う場合も、合格通知や入学手続きは この答申以降に行うこと。</p> <p>※現地確認時には、施設・設備（教具等含む）の整備が完了しており、 生徒の受入れ・授業の実施ができる状態であること。</p>
<p>【開設年度の前年度】</p> <p>4 月 開校</p>	

※上記「備考」欄の各事項に早期着手する必要がある場合、また、4月以外の開校時期を予定している場合の申請時期については、
県担当者へご相談ください。